

平成27年5月7日
基準専門職

土木工事積算基準等の改定について

- 1. 積算基準等改定の概要 P1
- 2. 工事関係積算基準の改定等
 - (1) 土木工事積算基準の改定について P3
 - (2) 工事数量総括表規格欄の充実について P12
- 3. 業務関係積算基準の改定等
 - (1) 設計業務等積算基準の改定について P14
 - (2) 設計業務等共通仕様書の改定について P16
 - (3) 土木設計業務等変更ガイドラインについて P22

積算基準等改定の概要

【工事関係】	改定項目	改定主旨	改定内容
土木工事積算基準等	<p>【歩掛の新設・改定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正品確法(H26.6.4公布・施行)の基本理念及び発注者責務を果たすため、担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施行の実態等を的確に反映した予定価格を適正に設定する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たに歩掛(2工種)を制定(補強土壁工(大型長方形壁面材)・連続鉄筋コンクリート工)・維持修繕用の小規模歩掛(2工種)を追加する改定(道路打換え工・欠損部補修工)・現場実態を踏まえた日当たり施工量、労務、資機材等の歩掛(5工種)を改定(補強土壁工・締切排水工・コンクリート工(砂防)・コンクリート舗装工・トンネル濁水処理工) 	
間接工事費の積算基準	<ul style="list-style-type: none"> 市街地では、住宅密集地での安全管理等の費用がかかり、仮置きヤード等の確保が困難なため費用がかさむ傾向があるため、実態調査結果に基づき、市街地(DID)補正係数を改定する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 大都市以外の市街地(DID)における工事について、共通仮設費を1.3倍、現場管理費を1.1倍とする補正の改定。対象工種:鋼橋架設工事・電線橋同溝・道路維持工事・舗装工事 	
一般管理費等率	<ul style="list-style-type: none"> 適正な利潤及び人材育成・確保に係る費用を適切に積算基準に反映し、適正な予定価格を設定するため、一般管理費等率及び現場管理費等率を改定する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費等率が約20%増。 	
現場管理費率	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年10月より施工パッケージ型積算基準を導入(63パッケージ) 平成25年10月から146の施工パッケージを新規追加(合計145パッケージ) 合計208パッケージを導入済み 施工調査に基づき17施工パッケージを改定。 平成27年10月に新たに111施工パッケージを導入。 平成28年4月までに、合計約4百歩掛を対象に施工パッケージを拡大予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費等率の改定に伴い、現場管理費の外注経費(外注する際の一般管理費等)についても併せて改定。 現場管理費率が約5%増。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工調査に基づき、小規模・人カ工事や維持工事を中心に17施工パッケージを改定し、資材、労務、機械経費の物価変動に伴う標準単価や機材構成比を改定。 新規施工パッケージとして、平成27年10月から導入の111の施工パッケージについて、積算基準を平成27年3月より公表。
土木工事標準歩掛	<p>【土木】</p> <ul style="list-style-type: none"> 土木請負工事費の積算に用いる標準的な施工条件における単位施工量当たり、若しくは日当たりの労務工数、材料数量、機械運転時間等の所要量について 「施工合理化調査等の実態調査」の結果を踏まえ、経済社会情勢の変化を勘案し、最新の施工実態を反映した新規工種の制定及び既存工種の改定。 	<p>【一部改定】7工種</p> <ol style="list-style-type: none"> 維持修繕用の歩掛に小規模施工歩掛を追加(2工種) 道路打ち換え工、欠損部補修工 現場実態を踏まえた日当たり施工量、労務、資機材等の改定(5工種) 補強土壁工、締切排水工、コンクリート工(砂防)、コンクリート舗装工、トンネル濁水処理工 	<p>平成27年度は新規歩掛制定2工種、一部改定7工種の計9工種で改定を実施。</p> <p>【新規制定】2工種</p> <ul style="list-style-type: none"> 補強土壁工(大型長方形壁面材)、連続鉄筋コンクリート舗装工
施工歩掛	<p>【ニューマチックケーソン工】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高気圧作業安全衛生規則の一部を改正する省令(平成26年厚生労働省令第132号平成26年12月11日公布及び告示、平成27年4月1日施行及び適用)により、ニューマチックケーソン工の掘削実作業時間が変更となり、現歩掛が適用できない。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年4月1日以降の既発注工事及び新規発注工事においては、設計変更や見積等による対応が必要。 なお現歩掛については、施工合理化調査を実施したうえで改定する予定。 	

【業務関係】

<p>改定項目</p>	<p>改定主旨</p>	<p>改定内容</p>
<p>設計業務等標準積算基準</p>	<p>【設計業務等標準積算基準等】 1. 調査設計業務等技術者給与実態調査に基づき設計業務委託等技術者単価を平成27年2月に前倒し改定。 2. 実態調査結果を踏まえ、設計業務委託等の諸経費を改定。 3. 打合せ協議や関係機関協議資料作成等、業務分野ごとに共通する作業項目について、標準歩掛に「共通編」を新設。</p>	<p>【設計業務等標準積算基準等】 1. 労務単価の機動的見直しに合わせ、実勢価格の確な反映。 全職種平均：対前年度比 +4.7% ①設計業務(7種類)：対前年度比 +5.2% ・構造物設計、発注者支援業務など、建設コンサルタント業務の積算に用いる単価 ②測量業務(5種類)：対前年度比 +7.2% ・基準点測量、水準点測量など、測量業務の積算に用いる単価 ③航空・船舶関係(5種類)：対前年度比 +2.4% ・空中写真測量、航空レーザ測量及び深淺測量に係る航空・船舶関連の積算に用いる単価 ④地質業務(3種類)：対前年度比 +3.6% ・ボーリング作業の現場における作業指揮、計器操作など、地質調査業務の積算に用いる単価 ⑤測量業務の実態を鑑み、「測量補助員」「測量船操縦士」を設定。 ・普通作業員 → 測量補助員 ・普通船員 → 測量船操縦士 ⑥地質調査業務の実態を鑑み、地質調査における「地質調査員」「普通作業員」を統合。 ・標準歩掛も合わせて統合 2. 土木設計コンサル、測量、地質調査の各業務分野において諸経費等を改定。 ・土木設計コンサル $\alpha:35\% \cdot \beta:30\% \rightarrow \alpha:35\% \cdot \beta:35\%$ (約8%増) ・測量 $A:462 \cdot 5 \cdot b:-0.1266 \rightarrow A:371 \cdot 23 \cdot b:-0.1072$ (2~5%増) ・地質調査 $A:385 \cdot 8 \cdot b:-0.1523 \rightarrow A:335 \cdot 58 \cdot b:-0.135$ (3~4%増) 3. 歩掛実態調査結果により、業務分野ごとに共通する作業項目の歩掛を新設。 ・打合せ、関係機関打合せ協議、合同現地踏査、照査技術者による報告、条件明示チェックシート^①の作成(予備設計業務のみ)等 ① 品確法の改正を踏まえた修正。 ② 品質確保について ・維持管理についての記載を追加 ③ 照査について ・第1102条用語の定義に照査を追加 ・第1108条照査技術者及び照査の実施に、そもそも受注者は照査を適切に実施する旨を追加 記 ・全ての業務分野に照査について記載、全体の横並びを調整 2. テクリス登録人数の拡大。 ・担当技術者3名 → 8名 ・ただし、業務を実施していない技術者が登録されることを避けるため、登録できる技術者は業務計画書に示した技術者とする。 3. 業務区分の追加 ・業務量の多い等の意見のあった業務を新設 築堤設計(予備・詳細)、調整池設計(予備・詳細) 4. 技術基準類の改訂 ・法令、技術基準類等の改訂を反映。</p>
<p>設計業務等共通仕績書</p>	<p>1. 品確法の改正、運用指針、解説編を踏まえた修正。 2. 業務実績(テクリス)の登録人数について拡大。 3. 業務区分の追加。 4. 技術基準類等の改訂。</p>	<p>1. 品確法の改正を踏まえた修正。 ① 品質確保について ・維持管理についての記載を追加 ② 照査について ・第1102条用語の定義に照査を追加 ・第1108条照査技術者及び照査の実施に、そもそも受注者は照査を適切に実施する旨を追加 記 ・全ての業務分野に照査について記載、全体の横並びを調整 2. テクリス登録人数の拡大。 ・担当技術者3名 → 8名 ・ただし、業務を実施していない技術者が登録されることを避けるため、登録できる技術者は業務計画書に示した技術者とする。 3. 業務区分の追加 ・業務量の多い等の意見のあった業務を新設 築堤設計(予備・詳細)、調整池設計(予備・詳細) 4. 技術基準類の改訂 ・法令、技術基準類等の改訂を反映。</p>

平成27年3月11日
大臣官房 技術調査課
総合政策局
公共事業企画調整課

国土交通省土木工事積算基準等の改定について

公共工事の積算にあたっては、標準的な工事価格が算定できるよう実態調査を行い、その結果を反映した各種積算基準を整備しています。

今回、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正品確法」という。）の基本理念及び発注者責務を果たすため、担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務・資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格を適正に設定するため土木工事積算基準の改定を行うこととしました。

土木工事積算基準については、「補強土壁工（大型長方形壁面材）」と「連続鉄筋コンクリート舗装工」の2工種を新規歩掛の制定、小規模施工の実態を反映した維持修繕用歩掛の改定、「一般管理費等率及び現場管理費率の改定」、「市街地（D I D）補正の改定」、「施工パッケージ型積算方式の拡充」等を行います。

また、土木設計業務等の積算基準について、実態調査の結果を踏まえ改定を行うとともに、土木工事共通仕様書（案）、土木設計業務等共通仕様書（案）、測量業務共通仕様書（案）及び地質・土質調査業務共通仕様書（案）について、各種基準類の改定等を踏まえ一部改定を行います。

（問い合わせ先）	03-5253-8111（代表）
大臣官房技術調査課	
（担当）全般	事業評価・保全企画官 久保 宜之 <small>くぼ たかゆき</small>
	（内線22353）直通03-5253-8221
	FAX 03-5253-1536
（担当）設計業務等の積算基準・共通仕様書関係	課長補佐 神鳥 博俊 <small>かんどり ひろとし</small>
	（内線22352）直通03-5253-8221
	FAX 03-5253-1536
総合政策局公共事業企画調整課	
（担当）標準歩掛・機械等損料関係	課長補佐 鹿毛 英樹 <small>かげ ひでき</small>
	（内線24953）直通03-5253-8286
	FAX 03-5253-1556

改定概要

1. 土木工事標準歩掛^{ぶがかり}の改定

土木工事標準歩掛^{ぶがかり}は、標準的な施工条件における単位施工量当り若しくは日当りの労務工数、材料数量、機械運転時間等の所要量について工種毎にとりまとめたものです。

今回、「補強土壁工（大型長方形壁面材）」「連続鉄筋コンクリート舗装工」の2工種を新たに制定します。

また、維持修繕に関する歩掛のうち「道路打換え工」「欠損部補修工」の2工種について、施工量の少ない現場の実態を反映した小規模施工歩掛の追加を行います。

その他、施工実態を反映した日当り施工量、労務、資機材等の改定を5工種行います。

2. 一般管理費等率及び現場管理費率の改定

適正な利潤及び人材育成・確保に係る費用を適切に積算基準に反映し、適正な予定価格を設定するため、一般管理費等率及び現場管理費率を改定します。

3. 市街地（D I D）補正の改定

最新の実態調査結果に基づき、市街地（D I D）の補正係数を改定します。

- ・対象地域：市街地（D I D） ※大都市以外
- ・対象工種：鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事
- ・補正方法：共通仮設費1.3倍、現場管理費1.1倍

4. 施工パッケージ型積算方式の拡充

施工パッケージ型積算方式については、平成24年10月1日以降試行を開始し、平成25年10月1日から拡充を行い、平成27年4月1日時点で208施工パッケージを導入しているところです。導入済みの施工パッケージについて、施工調査に基づき、17施工パッケージを改定するとともに、資材、労務、機械経費の物価変動に伴う標準単価および機労材構成比の改定を行います。改定後の単価は、「平成27年度 施工パッケージ型積算方式標準単価表」「平成27年度 東日本大震災の被災地で適用する施工パッケージ型積算方式標準単価表」として、国土技術政策総合研究所HPに掲載します。

(http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme_sekop.htm)

また、平成27年10月1日以降に入札書提出期限日となる工事から、111施工パッケージを追加導入します。これに伴い、施工パッケージ型積算基準についても拡充し、国土交通省HPに掲載します。

(<http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekkei.html>)

5. その他（共通仕様書（案）・土木設計業務等の積算基準の改正）

土木設計業務等の積算基準について、実態調査の結果を踏まえ改定を行うとともに、土木工事共通仕様書（案）、土木設計業務等共通仕様書（案）、測量業務共通仕様書（案）及び地質・土質調査業務共通仕様書（案）について、各種基準類の改定等を踏まえ一部改定を行います。

平成27年度 土木工事積算基準 改定概要

大臣官房 技術調査課
総合政策局 公共事業企画調整課



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成27年度 土木工事積算基準 改定概要(4月1日適用) 国土交通省

■主な改定のポイント

改正品確法(H26.6.4公布・施行)の基本理念および発注者責務を果たすため、担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格を適正に設定するため土木工事積算基準の改定を行う。

1. 土木工事標準歩掛の改定

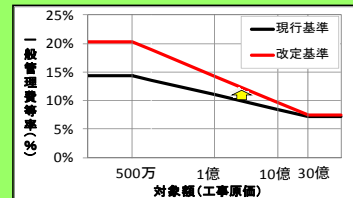
- ・歩掛の新規制定(2工種)
- ・維持修繕関係歩掛に小規模施工歩掛を追加(2工種)
- ・施工実態を踏まえた歩掛の改定(5工種)



新規制定工種(連続鉄筋コンクリート舗装工)

2. 一般管理費等率及び現場管理費率の改定

- ・適正な利潤及び人材育成・確保に係る費用を適切に積算基準に反映し、適正な予定価格を設定するため、一般管理費等率及び現場管理費率を改定



3. 市街地(DID)補正の改定

- ・最新の実態調査結果に基づき、市街地(DID)の補正係数を改定
対象地域：市街地(DID) ※大都市以外
対象工種：鋼橋架設工事、電線共同溝工事
道路維持工事、舗装工事
補正方法：共通仮設費1.3倍、現場管理費1.1倍

4. 施工パッケージ型積算方式の拡充

- 積算業務の効率化のため、平成24年10月から試行導入【平成27年4月1日時点】
 - ・208施工パッケージを導入済み
 - ・施工調査に基づき、17施工パッケージを改定(小規模・人力工事や維持工事等)
 - 【平成27年10月1日以降】
 - ・111施工パッケージを追加導入開始
- ⇒ 合計319施工パッケージ

1. 標準歩掛の新設・見直し

- ① (1)歩掛(2工種)を新たに制定。(補強土壁工(大型長方形壁面材))、連続鉄筋コンクリート舗装工)
- ② (2)維持修繕用の歩掛に小規模施工歩掛を追加する改定を2工種で実施。(道路打換え工、欠損部補修工)
- ③ 現場実態を踏まえた日当り施工量、労務、資機材等の改定を5工種で実施。(補強土壁工、締切排水工、コンクリート工(砂防)、コンクリート舗装工、トンネル濁水処理工)

(歩掛の詳細はhttp://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000024.html参照)

(1) 新規制定工種

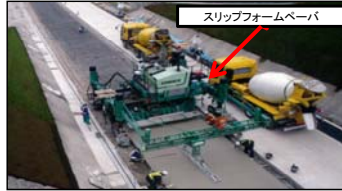
【補強土壁工(大型長方形壁面材)】

- ・盛土の中に敷設した補強材の摩擦力とコンクリート製のプレキャスト壁面材によって、擁壁を自立させる工法
- ・従来の壁面材より大型の長方形壁面材を使用した歩掛を制定



【連続鉄筋コンクリート舗装工】

- ・縦横方向に連結した鉄筋を配筋し、横目地を設けないコンクリート舗装工
- ・スリップフォームペーパーにて、1層敷均し・1層締固めを行う工法の歩掛を制定



(2) 維持修繕用の歩掛の見直し

【道路打換え工】

- ・維持修繕アスファルト舗装工のうち、舗装版とりこわしから、路盤及び路床土の掘削・積込み、新規路盤工、舗装工までを急速施工する現道打換え工事
- ・施工量が少ない場合の小規模施工歩掛を追加



舗装版破碎作業

【欠損部補修工】

- ・道路の舗装面に生じたポットホール、くぼみ、段差、局部的なひび割れなどの欠損部に対して、舗装材料を舗装して締め固める補修作業
- ・施工量が少ない場合の小規模施工歩掛を追加

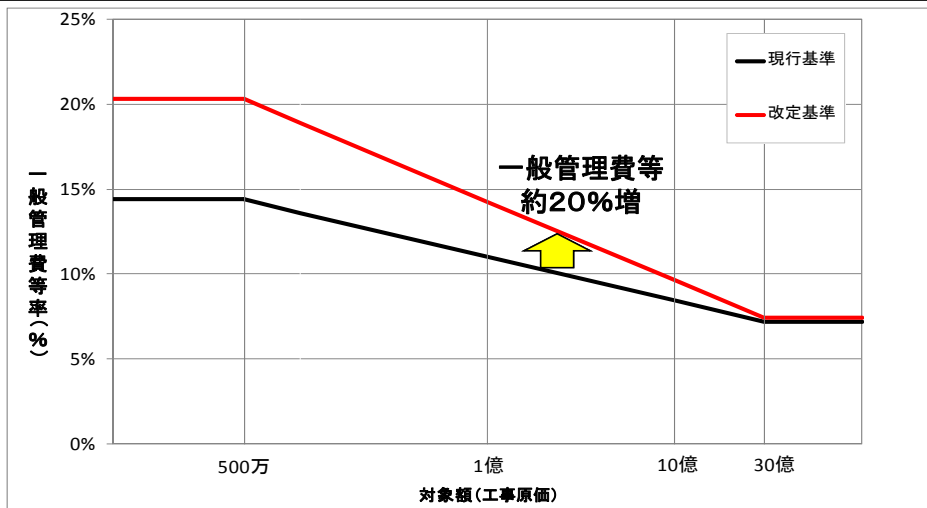


舗装版舗設作業

◆標準歩掛の改定は、平成27年度の土木工事積算基準から適用する。

2-1. 一般管理費等率の改定

人材育成・確保等の必要性を踏まえた適正な利潤を確保するため、一般管理費等率を改定する。



現行

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	14.38%	-2.57651 × LOG(Cp) + 31.63531 (%) Cp=工事原価(単位円)	7.22%

改定

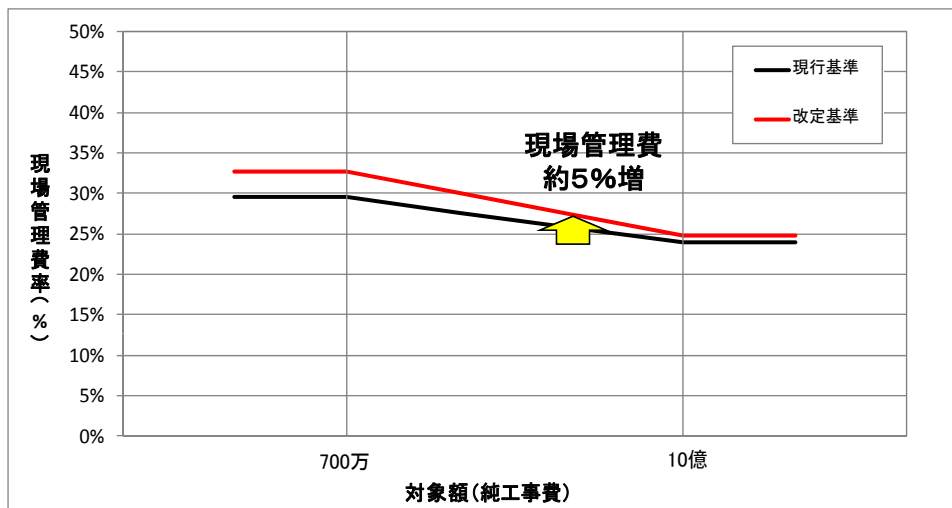
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	20.29%	-4.63586 × LOG(Cp) + 51.34242 (%) Cp=工事原価(単位円)	7.41%

◆一般管理費等率の改定は、平成27年度の土木工事積算基準から適用する。

2-2. 現場管理費率の改定

一般管理費等率の改定に伴い、現場管理費の外注経費(外注する際の一般管理費等)についても合わせて改定する。

〔道路改良工事の例〕



現行

純工事費	700万円以下	700万円を超え10億円以下	10億円を超えるもの
現場管理費率	29.53%	$Jo = 57.8 \times Np^{-0.0426} (\%)$ $Np = \text{純工事費(単位円)}$	23.91%



改定

純工事費	700万円以下	700万円を超え10億円以下	10億円を超えるもの
現場管理費率	32.73%	$Jo = 80.0 \times Np^{-0.0567} (\%)$ $Np = \text{純工事費(単位円)}$	24.71%

◆現場管理費率の改定は、平成27年度の土木工事積算基準から適用する。

4

3. 間接工事費の市街地(DID)補正の改定

改定内容

市街地では、住宅密集地での安全管理等の費用がかかり、仮置きヤード等の確保が困難なため費用がかさむ傾向がある。最新の実態調査結果に基づき、市街地(DID)の補正係数を改定する。

⇒ **大都市以外の市街地(DID)における工事については、共通仮設費を1.3倍、現場管理費を1.1倍とする補正を行うこととする。**

補正対象工種：鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事

補正対象地域	補正対象工種	補正方法【現行】		補正方法【改定】		名称
		共通仮設費	現場管理費	共通仮設費	現場管理費	
市街地(DID)	鋼橋架設工事 電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事	現行の率に 2.0% 加算	現行の率に 1.5% 加算	最新の率を 1.3倍	最新の率を 1.1倍	市街地補正
【参考】 大都市		現行の率を 1.5倍	現行の率を 1.2倍	最新の率を 1.5倍	最新の率を 1.2倍	大都市補正

※大都市：札幌市、仙台市、東京特別区、八王子市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、名古屋市、静岡市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地(アンダーライン:東京特別区、政令市)

◆市街地(DID)補正の改定は、平成27年度の土木工事積算基準から適用する。

4-1. 導入済み施工パッケージの改定

○施工調査に基づき、小規模・人力工事や維持工事を中心に施工パッケージを改定(17施工パッケージ)

工種名	施工パッケージ名
土の敷均し締固め工	路体(築堤)盛土 路床盛土
小規模土工	掘削 積込(ルーズ) 舗装版破碎積込(小規模土工) 床掘り 埋戻し
人力土工	掘削 人力積込 床掘り 埋戻し ベルトコンベヤ併用人力掘削(床掘) ベルトコンベヤ併用人力積込
現場打擁壁工	小型擁壁(A) 小型擁壁(B)
アンカー工 (ロータリーパカッション式)	アンカー鋼材加工・組立・挿入・緊張・定着・頭部処理(アンカー) グラウト注入(アンカー) ボーリングマシン移設(アンカー) 足場工(アンカー)
構造物とりこわし工	コンクリートはつり

◆施工パッケージの改定は、平成27年度の土木工事積算基準から適用する。

4-2. 追加導入する施工パッケージ(1/2)

○施工パッケージ一覧(平成27年10月1日以降入札書提出期限日の工事から適用)

分類	No	パッケージ名称	分類	No	パッケージ名称		
共通工	1	プレキャストコンクリート板	河川海岸	29	捨石(材料費)		
	2	プレキャストコンクリート板(材料費)		30	表面均し		
	3	ジョイント処理		河川維持工	31	不陸整正・締固め	
	4	ジョイント金物(材料費)			32	抜根	
	5	石積(練石)(複合)			33	施肥	
	6	石張(複合)			34	伐木・伐竹(伐木除根)	
	7	石積(張)			35	除根(伐木除根)	
	8	石積(張)(材料費)			36	整地(伐木除根)	
	9	胴込・裏込コンクリート			37	集積積込み(機械施工)(伐木除根)	
	10	裏込材(クラッシュラン)			38	集積(人力施工)(伐木除根)	
	11	コンクリート(場所打擁壁)			39	積込み(人力施工)(伐木除根)	
	12	ジオテキスタイル壁面材組立・設置			40	運搬(伐木除根)	
	13	ジオテキスタイル壁面材(材料費)			41	伐木・伐竹(複合)	
	14	ジオテキスタイル(材料費)			42	注入	
	15	ジオテキスタイル敷設・まき出し・敷均し・締固め			43	削孔	
	16	発泡スチロール設置			44	注入設備据付・解体	
	17	発泡スチロール(材料費)			45	グラウトホール	
	18	緊結金具(材料費)			46	グラウト管(材料費)	
	19	コンクリート床版			地すべり防止工	47	ボーリング
	20	支柱結合アンカー(材料費)				48	保孔管
	21	支柱設置				49	ボーリング仮設機材
	22	支柱(材料費)				50	足場(地表)
	23	壁面材設置		付属施設	51	防雪柵	
	24	壁面材(材料費)			52	防雪柵(材料費)	
	25	裏込砕石(軽量盛土工)			53	防雪柵現地張出し・収納	
	26	コンクリート(場所打函渠)			54	雪崩予防柵	
コンクリート工	27	型枠(鉄筋構造)[省力化構造]			55	雪崩予防柵(材料費)	
河川海岸	28	捨石			56	吊柵アンカー	

4-2. 追加導入する施工パッケージ(2/2)

○施工パッケージ一覧(平成27年10月1日以降入札書提出期限日の工事から適用)

分類	No	パッケージ名称
付属施設	57	パイプアンカー(材料費)
	58	樹脂アンカー(材料費)
	59	簡易ケーブルクレーン(1t吊)設置・撤去
	60	ボックスビーム
	61	落下物等防止柵
	62	落下物等防止柵(材料費)
	63	スノーポール設置撤去
	64	スノーポール(材料費)
道路維持修繕工	65	張紙防止塗装
	66	張紙防止塗装(材料費)
	67	鋼板巻立て(材料費)
	68	スタットジベル(材料費)
	69	鋼板巻立て
	70	シール材(材料費) ※橋梁補強工(鋼板巻立て)(1)
	71	注入材(材料費) ※橋梁補強工(鋼板巻立て)(1)
	72	現場溶接
	73	フーチングアンカー削孔・定着
	74	アンカー筋(材料費)
	75	アンカー注入材(材料費)
	76	鋼板取付
	77	シール材(材料費) ※橋梁補強工(鋼板巻立て)(2)
	78	注入材(材料費) ※橋梁補強工(鋼板巻立て)(2)
	79	コンクリート削孔
	80	コンクリート巻立て
81	足場(適用範囲外コンクリート巻立て工)	
82	下地処理(適用範囲外コンクリート巻立て工)	
83	型枠(適用範囲外コンクリート巻立て工)	
84	コンクリート(適用範囲外コンクリート巻立て工)	

分類	No	パッケージ名称
道路維持修繕工	85	支取替(鋼橋)
	86	支取替(PC橋)
	87	支承(材料費)
	88	足場
	89	コンクリート削孔(コアボーリングマシン)
	90	コンクリート削孔(ハンマドリル)
	91	コンクリート削孔(さく岩機(ハンドハンマ))
	92	アンカー
	93	アンカー材(材料費)
	94	注入材(材料費) ※落橋防止装置工
	95	充填補修
	96	補修材(材料費)
	97	視線誘導標清掃
	98	柵清掃(人力清掃工)
	99	チップング(厚1-2cm)
	100	アンカーボルト挿入
	101	アンカーボルト(材料費)
	102	注入材(材料費) ※沓座拡幅工
	103	桁連結装置(材料費)
104	芯出し素地調整	
105	現場孔明	
106	連結板取付	
107	現場溶接	
108	ボルト締	
109	路肩整正(人力による土はね)	
橋梁工	110	型枠(鋼橋床版)
	111	養生(鋼橋床版)

工種別現場管理費率標準値（平成27年度 土木工事積算基準）

第1表

工種区分	純工事費	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
	工種区分		A	b	
河川工事		42.02	1,169.0	-0.2110	14.75
河川・道路構造物工事		28.22	52.6	-0.0395	23.20
海岸工事		26.90	104.0	-0.0858	17.57
道路改良工事		32.73	80.0	-0.0567	24.71
鋼橋架設工事		39.06	105.6	-0.0631	28.56
P・C橋工事		30.09	113.1	-0.0840	19.84
舗装工事		39.39	622.2	-0.1751	16.52
砂防・地すべり等工事		44.58	1,281.7	-0.2131	15.48
公園工事		41.68	366.3	-0.1379	21.03
電線共同溝工事		58.82	2,235.6	-0.2308	18.72
情報ボックス工事		52.66	1,570.0	-0.2154	18.08

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

第2表

工種区分	純工事費	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
	工種区分		A	b	
道路維持工事		51.14	316.8	-0.1257	31.27
河川維持工事		41.28	166.7	-0.0962	28.34

第3表

工種区分	純工事費	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
	工種区分		A	b	
共同溝等工事	(1)	48.95	367.7	-0.1251	25.23
	(2)	37.50	110.6	-0.0671	26.28
トンネル工事		43.96	203.6	-0.0951	26.56
下水道工事	(1)	33.46	50.8	-0.0259	29.17
	(2)	36.91	213.5	-0.1089	20.73
	(3)	31.58	48.4	-0.0265	27.44

第4表

工種区分	純工事費	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
	工種区分		A	b	
コンクリートダム		22.60	301.3	-0.1327	15.56
フィルダム		33.08	166.5	-0.0828	26.20

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	備 考				
<p style="text-align: center;">第5章 数値基準</p> <p>① 数 値 基 準 設計書の表示単位及び数値は原則として次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 設計表示単位及び数値は、別表に示すとおりとする。 (2) 設計数量が設計表示数値に満たない場合及び、工事規模、工事内容等により、設計表示数値が不適当と判断される場合は（小規模工事等）有効数値第1位の数量を設計表示数値とする。 (3) 数値基準以外の項目について、設計表示単位及び数値を定める必要が生じたときは工事規模、工事内容及び数値基準等を勘案して適正に定めるものとする。 (4) 設計計上数量は、「土木工事数量算出要領（案）」により算出された数量を、設計表示数値に四捨五入して求めるものとする。 (5) 設計表示単位及び数値の適用は各細別毎を原則とし、工種・種別は1式を原則とする。 (6) 契約数量は設計計上数量とする。ただし工事目的物以外で、指定仮設等数量明示が必要な種目以外は1式計上する。 (7) 設計表示単位及び数値は設計図書に添付するものとする。（土質調査、測量業務関係等は除く） (8) 設計表示数値に満たない設計変更は契約変更の対象としないものとする。 (9) 単価契約には設計表示単位及び数値は適用しない。 	<p style="text-align: center;">第5章 数値基準等</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p>	<p>② 数 量 総 括 表 へ の 条 件 明 示 数量総括表に記載する条件明示内容は原則として次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 数量総括表に記載する条件明示は、別表に示すとおりとする。 (2) 別表記載内容に加え、必要に応じて特記仕様書、図面等に補足内容を記載し、契約条件として必要な条件明示を行う。 (3) 別表は標準工法を指定しているため、該当する項目を適宜判断しうえで記載するものとする。 (4) 別表以外の項目について、条件明示の必要が生じたときは下表を参考に工事内容等を勘案して適正に定めるものとし、任意施工に関するものについては適宜修正削除を行うこと。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">記載すべき内容</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">記載すべきでない内容</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">工事目的物に属する材質、規格等 工事目的物の寸法等 作業条件に関わる物（時間制約 等）</td> <td style="text-align: center;">受注者の任意施工に関わる部分 （施工方法、仮設方法） 検収不可能な物</td> </tr> </table>	記載すべき内容	記載すべきでない内容	工事目的物に属する材質、規格等 工事目的物の寸法等 作業条件に関わる物（時間制約 等）	受注者の任意施工に関わる部分 （施工方法、仮設方法） 検収不可能な物	<p>数量総括表への条件明示に伴う修正</p> <p>条件明示における記載内容について追加</p>
記載すべき内容	記載すべきでない内容						
工事目的物に属する材質、規格等 工事目的物の寸法等 作業条件に関わる物（時間制約 等）	受注者の任意施工に関わる部分 （施工方法、仮設方法） 検収不可能な物						
積算上の注意事項	I-5-①-1		(控え頁) 2/41				

1. 単価設定のポイント

- (1) 労務単価の機動的見直しに合わせ、昨年度同様に適用を **2月に前倒し**
- (2) 実勢価格の的確な反映

→ 全職種平均値 34,175円 対前年度比; +4.7%

2. 単価の種類と増加率

- (1) **設計業務(7種類) 42,214円 対前年度比; +5.2%**
 構造物設計、発注者支援業務など、建設コンサルタント業務の積算に用いる単価
- (2) **測量業務(5種類) 27,300円 対前年度比; +7.2%**
 基準点測量、水準測量など、測量業務の積算に用いる単価
- (3) **航空・船舶関係(5種類) 32,080円 対前年度比; +2.4%**
 空中写真測量、航空レーザ測量及び深淺測量に係る航空・船舶関連の積算に用いる単価
- (4) **地質業務(3種類) 30,367円 対前年度比; +3.6%**
 ボーリング作業の現場における作業指揮、計器操作など、地質調査業務の積算に用いる単価

3. 「測量補助員」「測量船操縦士」の設定、「地質調査員」の取扱い

- (1) 測量業務の実態を鑑み、「測量補助員」「測量船操縦士」を設定
 - 測量補助員： 測量技師、測量技師補又は測量助手の指揮、指導のもとに測量作業における補助業務を担当する者。
 - 測量船操縦士： 水面（海面及び内水面）における、測量用船舶の操船その他の作業を担当する者。
 ※従前はそれぞれ労務単価（普通作業員・普通船員）で積算
- (2) 地質調査業務の実態を鑑み、地質調査における「地質調査員」「普通作業員」を統合
 ※標準歩掛も合わせて統合

設計業務委託等の諸経費改定

実態調査の結果を踏まえ、積算基準の改定を行うものとする。

業務分野	諸経費等		計
	現行	改定案	
土木設計コンサル	$\alpha=35\%$ $\beta=30\%$	$\alpha=35\%$ $\beta=35\%$	約8%増
測量	$A=462.5\%$ $b=-0.1266$ (諸経費: 45~88%)	$A=371.23$ $b=-0.107$ (諸経費: 52~91%)	約2~5%増
地質調査	$A=385.8\%$ $b=-0.1523$ (諸経費: 28~47%)	$A=335.58$ $b=-0.135$ (諸経費: 33~52%)	約3~4%増

※土木設計コンサル

α : その他原価(間接原価+直接経費(積上計上するものを除く))

間接原価: 当該業務担当部署の事務職員の人件費等

β : 一般管理費等

※測量、地質調査

諸経費率 = $A \times Y^b$

(Y: 直接測量費(測量), 対象額(地質調査))

1. 概要

- ・打合せ協議や関係機関協議資料作成等、業務分野ごとに共通する作業項目について共通の歩掛を作成
- ・標準歩掛に「共通編」を新設

2. 新設内容

○H26年度の歩掛実態調査結果より、下記項目について、業務分野ごとに共通する作業項目の歩掛を作成

- 打合せ(着手時・中間打合せ・成果品納入時)
- 関係機関打合せ協議
- 合同現地踏査
- 照査技術者による報告
- 条件明示チェックシートの作成(予備設計業務のみ) 等

設計業務等共通仕様書（案）の改定概要について【土木】

1. 設計業務共通仕様書（案）に係る改定概要

（1）品確法の改正、運用指針、解説編を踏まえた修正

（品質確保について）

- ・維持管理についての記載を追記

（照査について）

- ・第 1102 条用語の定義に照査を追加
- ・第 1108 条照査技術者及び照査の実施に、そもそも受注者は照査を適切に実施する旨を追記。
- ・すべての業務分野に照査について記載、全体の横並びを調整。
例) 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

（2）業務実績（テクリス）の登録人数について拡大

- ・担当技術者 3 名 → 担当技術者 8 名

ただし、業務を実施していない技術者が登録されることを避けるため、以下の記述を追記。

第 1110 条 提出書類

（前略）なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。

（3）業務区分の追加

- ・業務量の多い等の意見のあった以下の業務を新設
 - ・築堤設計（予備・詳細）
 - ・調整池設計（予備・詳細）

（4）技術基準類等の改訂

- ・法令、技術基準類等の改訂を反映

H27 改正（節、条ずれなどの体裁変更は省略）	旧	備考
<p>第 1 編 共通編</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第 1102 条 用語の定義</p> <p><u>33. 「照査」とは、受注者が、発注条件、設計の考え方、構造細目等の確認及び計算書等の検算等の成果の確認をすることをいう。</u></p> <p>第 1104 条 業務の着手</p> <p>受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 <u>15 日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。）を除く）以内</u> に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため調査職員との打合せを行うことをいう。</p> <p>第 1107 条 管理技術者</p> <p>3. 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、<u>技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に</u></p>	<p>第 1 編 共通編</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>（新設）</p> <p>第 1104 条 業務の着手</p> <p>受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 <u>15 日以内</u> に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため調査職員との打合せを行うことをいう。</p> <p>第 1107 条 管理技術者</p> <p>3. 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、<u>技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技</u></p>	

<p><u>該当する部門）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野－業務）は特記仕様書による）、シビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）※、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は 1 級土木技術者）※等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</u></p> <p><u>※国土交通省登録技術者資格となっている分野以外</u></p> <p>6. 管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。</p> <p>第 1108 条 照査技術者及び照査の実施</p> <p><u>1. 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。</u></p> <p><u>2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。</u></p> <p><u>（1）受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。</u></p> <p><u>（2）照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、RCCM（業務に該当する登録技術部門）、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級</u></p>	<p><u>術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の資格保有者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</u></p> <p>6. 管理技術者は、<u>第 1108 条第 5 項に規定する</u>照査結果の確認を行わなければならない。</p> <p>第 1108 条 照査技術者及び照査の実施</p> <p><u>1. 発注者が設計図書において定める場合は、受注者は、設計業務等における照査技術者を定め発注者に通知するものとする。</u></p> <p><u>2. 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいは RCCM（業務に該当する登録技術部門）の</u></p>	
--	--	--

<p><u>土木技術者又は1級土木技術者)等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。</u></p> <p><u>(3) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。</u></p> <p><u>(4) 照査技術者は、設計図書に定める又は調査職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。</u></p> <p><u>(5) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ管理技術者に提出するものとする。</u></p> <p>第 1109 条 担当技術者</p> <p>1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする。(管理技術者と兼務するものを除く)</p> <p>なお、担当技術者が複数にわたる場合は、<u>適切な人数とし、8名までとする。ただし、受注者が設計共同体で</u></p>	<p><u>資格保有者でなければならない。</u></p> <p><u>3. 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。</u></p> <p><u>4. 照査技術者は、設計図書に定める又は調査職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。</u>5. 照査技術者は、<u>特記仕様書に定める照査報告毎に照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ管理技術者に提出するとともに、報告完了時には全体の照査報告書としてとりまとめるものとする。</u></p> <p>第 1109 条 担当技術者</p> <p>1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする。(管理技術者と兼務するものを除く)</p> <p>なお、担当技術者が複数にわたる場合は<u>3名までとする。ただし、受注者が設計共同体である場合には、構成員毎に3名までとする。</u></p>	
--	--	--

<p><u>ある場合には、構成員毎に適切な人数とし、8名までとする。</u></p> <p>第 1110 条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、<u>15日(休日等を除く)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日(休日等を)以内に、完了時は業務完了後、15日(休日等を除く)以内に、</u>書面により調査職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。<u>なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする(担当技術者の登録は8名までとする)。</u></p> <p>また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員の確認を受けること。</p>	<p>第 1110 条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、<u>土曜日、日曜日、祝日等を除き10日除く以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日(以下、閉庁日という)を除き10日以内に、完了時は業務完了後、閉庁日を除き10日以内に、</u>書面により調査職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、業務実績情報システム(テクリス)に業務実績情報を登録する際は、業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員の確認を受けること。</p> <p>例：【低】○○○○業務</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに調査職員に提出しなけ</p>	
---	---	--

<p>例：【低】〇〇〇〇業務</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、<u>15日間（休日等を除く）</u>に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>第 1111 条 打合せ等</p> <p><u>4. 打合せ（対面）の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。</u></p> <p>第 1112 条 業務計画書</p> <p>1. 受注者は、契約締結後、<u>14 日（休日等を含む）以内</u>に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。</p> <p>第 1130 条 守秘義務</p> <p>1. 受注者は、契約書第 1 条第 5 項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。</p> <p>2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む）を<u>第三者</u>に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の</p>	<p>なければならない。なお、変更時と完了時の間が、<u>閉庁日を除き10日間</u>に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>第 1112 条 業務計画書</p> <p>1. 受注者は、契約締結後 <u>15 日以内</u>に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。</p> <p>第 1130 条 守秘義務</p> <p>1. 受注者は、契約書第 1 条第 5 項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。</p> <p>2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む）を<u>他人</u>に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。</p> <p>3. 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報</p>	
---	--	--

<p>第 1137 条 行政情報流出防止対策の強化 (電子情報の管理体制の確保)</p> <p>1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者(以下「情報管理責任者」という。)を選任及び配置し、<u>第 1112 条で示す業務計画書に記載するものとする。</u></p>	<p>1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者(以下「情報管理責任者」という。)を選任及び配置するものとする。</p>	
<p>第 2 章 設計業務等一般</p> <p>第 1202 条 現地踏査</p> <p>1. 受注者は、設計業務等の実施にあたり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握するものとする。</p> <p><u>2. 受注者は、発注者と合同で現地踏査を実施する場合は、実施後に確認した事項について整理し、提出しなければならない。なお、適用及び実施回数は特記仕様書又は数量総括表による。</u></p> <p>第 1206 条 設計業務の内容</p> <p>1. 設計業務とは、第 1113 条に定める貸与資料及び第 1201 条に定める技術基準等及び設計図書等を用いて、原則として概略設計、予備設計<u>又は</u>詳細設計を行うことをいう。</p> <p>2. 概略設計とは、地形図、地質資料、現地踏査結果、文</p>	<p>第 2 章 設計業務等一般</p> <p>第 1202 条 現地踏査</p> <p>受注者は、設計業務等の実施にあたり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握するものとする。</p> <p>第 1206 条 設計業務の内容</p> <p>1. 設計業務とは、第 1112 条に定める貸与資料及び第 1201 条に定める適用基準等及び設計図書等を用いて、原則として<u>基本計画</u>、概略設計、予備設計<u>あるいは</u>詳細設計を行うことをいう。</p> <p><u>2. 基本計画とは、設計の同一の業務として設計対象とな</u></p>	

<p>献及び設計条件等に基づき目的構造物の比較案または最適案を提案し、<u>各種施設物の基礎的諸元を設定するもの</u>をいう。</p> <p>第 1209 条 設計業務の条件</p> <p>12. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、もしくは、概略設計における比較案を予備設計において評価、検討する場合には、新技術情報提供システム（NET I S）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。</p> <p>また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、新技術情報提供システム（NET I S）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。</p> <p>第 1211 条 設計業務の成果</p> <p>成果の内容については、次の各号についてとりまとめるも</p>	<p><u>る各種施設物の基礎的諸元を設定するものをいう。</u></p> <p>3. 概略設計とは、地形図、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等に基づき目的構造物の比較案または最適案を提案するものをいう。</p> <p>第 1209 条 設計業務の条件</p> <p>12. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、もしくは、概略設計における比較案を予備設計において評価、検討する場合には、新技術情報提供システム（NET I S）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用、<u>及び、新技術活用システム検討会議において一般化したと定めた新技術・新工法を活用</u>するための検討を行うものとする。</p> <p>また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、新技術情報提供システム（NET I S）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用、<u>及び、新技術活用システム検討会議において一般化したと定めた新技術・新工法を活用</u>するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。</p> <p>第 1211 条 設計業務の成果</p> <p>成果の内容については、次の各号についてとりまとめるも</p>
--	--

<p>のとする。</p> <p>(1) 設計業務成果概要書</p> <p>設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、<u>維持管理に関すること、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるもの</u>とする。</p> <p>第 1212 条 環境配慮の条件</p> <p>1. 受注者は、「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年 6 月法律第 110 号）に基づき、エコマテリアル（自然素材、リサイクル資材等）の使用をはじめ、現場発生材の積極的な利活用を検討し、調査職員と協議のうえ設計に反映させるものとする。</p> <p><u>2. 受注者は、「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律」（平成 12 年 5 月法律第 100 号、以下「グリーン購入法」という。）に基づき、物品使用の検討にあたっては環境への負荷が少ない環境物品等の採用を推進するものとする。また、グリーン購入法第 6 条の規定による「国土交通省の環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、特定調達品目の調達に係る設計を行う場合には、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原</u></p>	<p>のとする。</p> <p>(1) 設計業務成果概要書</p> <p>設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとする。</p> <p>第 1212 条 環境配慮の条件</p> <p>1. 受注者は、「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年 6 月法律第 110 号）に基づき、エコマテリアル（自然素材、リサイクル資材等）の使用をはじめ、現場発生材の積極的な利活用を検討し、調査職員と協議のうえ設計に反映させるものとする。</p> <p><u>2. 受注者は、「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律」グリーン購入法」（平成 15 年 7 月法律第 119 号）に基づき、物品使用の検討にあたっては環境への負荷が少ない環境物品等の採用を推進するものとする。</u></p> <p><u>3. 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 23 年 8 月法律第 105 号）に基づき、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図るなど適切な設計を行うものとする。</u></p>
---	---

<p><u>則として、判断の基準を満たすものが調達されるように設計するものとする。</u></p> <p><u>3. 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月法律第104号)に基づき、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図るなど適切な設計を行うものとする。</u></p> <p>第1213条 維持管理への配慮</p> <p><u>1. 受注者は、各技術基準に基づき、維持管理の方法、容易さ等を考慮し設計を行うものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>	
---	-------------	--

土木設計業務等変更ガイドライン

国 土 交 通 省
技 術 調 査 課
平 成 2 7 年 3 月



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

※契約毎に契約書、共通仕様書の対象条番号等が異なる場合があります。

目次



1. はじめに
2. 土木設計業務等の変更となり得るケース
3. 土木設計業務等の変更とならないケース
4. 土木設計業務等の変更の手続フロー

1. はじめに

(1) 土木設計業務等の特性

○土木設計業務等は多岐にわたる専門分野の成果物を自然条件及び地元・関係機関との協議等のプロセスを経て作成するものである。

※「土木設計業務等」とは、測量業務、地質調査業務、土木設計業務及び土木調査・計画業務をいう。

(2) 発注者・受注者の留意事項

○発注者は、国庫債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、年度末の業務の集中を避けること等により、適正な履行期間を確保しつつ、発注・業務時期等の平準化を図る。

また、年度内に適正な履行期間を確保できない場合には、繰越(翌債)の適切な運用を行う。

○発注者は、当初契約時に予見できない事態、例えば関係機関への手続の遅延、関連する他の業務の遅延等に備え、その前提条件を明示して設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答をいう。以下同じ。)の変更の円滑化を図る必要がある。

○発注者は、必要な業務の条件(必要に応じて維持管理に係る条件を含めるものとする。)を明示した仕様書等を適切に作成するとともに、必要に応じて条件明示チェックシート等を活用し、基本的な計画条件、関係機関との調整実施の確認等を条件明示する。

○受注者は、入札・応募時点において設計図書を確認し、疑義が生じた場合には、質問をすることが重要である。

○受発注者は、業務の履行に必要な設計条件等について、確認を行う。

○受発注者は、業務管理スケジュール表等による業務工程の共有や速やかかつ適切な回答に努めることが重要である。

○受発注者は、合同現地踏査等で前提条件等が異なる場合には、必要に応じて、設計図書の変更を行う。

○受注者は、業務中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し業務を進めることが重要である。

3

2. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

【基本事項】

◆下記のような場合においては、設計図書の変更が可能である。

1. 当初発注時点で予期しえなかった関係機関への手続の遅延など、受注者の責に帰さない事項が確認された場合
2. 当初発注時点で想定している業務着手時期に、受注者の責によらず、業務着手できない場合
3. 所定の手続(契約書第18条～第25条、共通仕様書第1121条～第1124条)を行い、発注者が設計図書の訂正又は変更が必要であると認めた場合
4. 設計の基準となる、示方書、指針等が改訂になった場合(改訂に伴い、新たな検討項目の追加により費用増となる場合は、変更協議の対象)
5. 受注者の責によらない履行期間の延期・短縮を行う際に、協議により必要があると認められる場合

【留意事項】

◆設計図書の変更・指示にあたっては下記の事項に留意する。

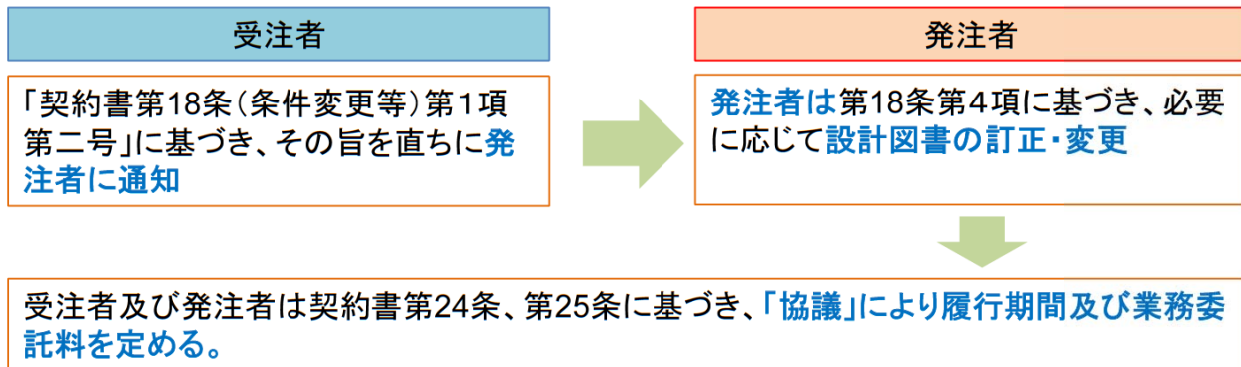
1. 受・発注者は、当初契約の考え方や設計条件を再確認して、設計図書の変更「協議」にあたる。
2. 受・発注者は、当該業務での設計図書の変更の必要性を明確にし、設計図書の変更は書面で行う。
※「協議」、「指示」の結果として、軽微なものは金額や履行期間の変更を行わない場合もある。
3. 設計図書の変更の手続は、その必要が生じた都度、受・発注者は遅滞なく行うものとする。
4. 技術提案の内容が設計図書に反映された場合は、その内容の確認を行うこと。(プロポーザル方式の場合)

4

2. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

(1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続 (契約書第18条第1項第二号)

- 受注者は、設計図書が誤っていると思われる点を発見した場合、発注者に確認すべきであり、それが誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。
受注者は、設計図書の誤謬又は脱漏を発見した場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。



- Ex. (1) 貸与された資料を確認したところ公示されている数量に誤りがあった。
(2) 必要な工種の設計について、特記仕様書に明示がなかった。
(3) 条件明示する必要がある場合にもかかわらず、設計を進めるに必要な関係機関協議資料に関する条件明示がなかった。

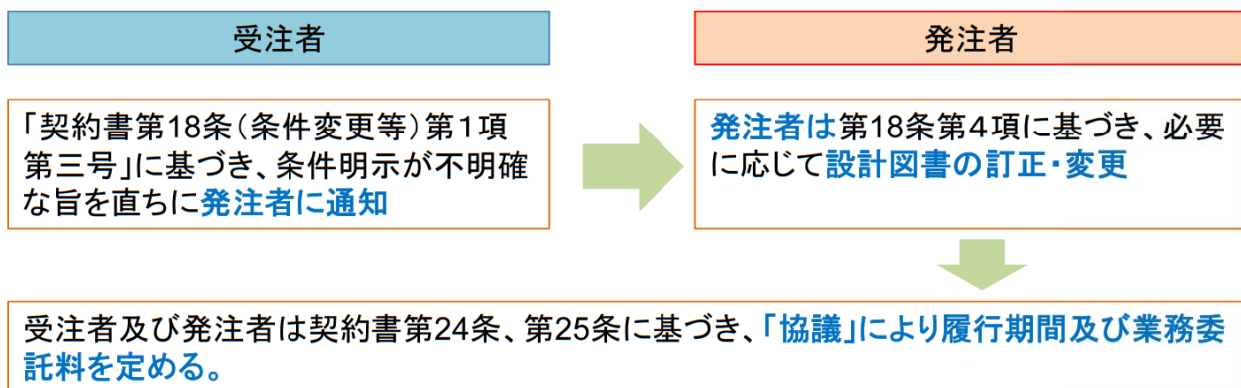
等

5

2. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

(2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続 (契約書第18条第1項第三号)

- 設計図書の表示が明確でないこととは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の業務遂行にあたってどのように設計してよいか判断がつかない場合などのことである。
受注者は、設計図書の表示が明確でない場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。



- Ex. (1) 同時進行の調査結果を用いて検討することは明記されているが貸与時期が明記されていない。
(2) 設計図書において、付属物を設計することは記載されているが、条件等が不明確であった。
(3) 既設計で記載されているはずの座標値が設計図に未記入だった。
(4) 関連する他の業務等との業務範囲が明確ではない。

等

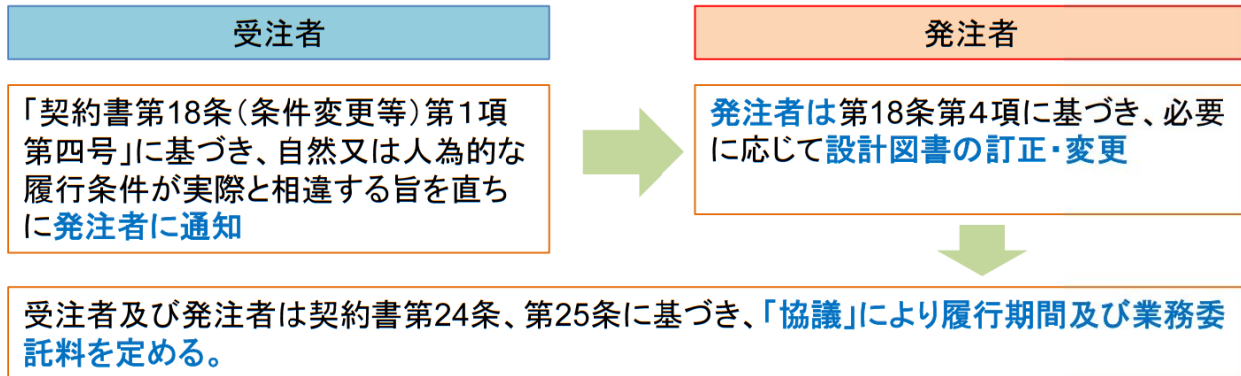
6

2. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

(3) 設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の 手続 (契約書第18条第1項第四号)

○自然的な履行条件の例としては、設計する構造物の範囲の地形、水深等、また、人為的な履行条件の例としては、現地踏査を実施する場合の立入条件、適用基準等があげられる。

受注者は、設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。



- Ex. (1) 現地の地形や地質条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討するべき項目が増えた。
(2) 詳細な地質調査の結果や、詳細な構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更する必要があるがあった。
(3) 業務履行中に業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容による履行が困難となった。
(4) 予定していた関係機関との行政手続時期を過ぎても手続が完了せず、土木設計業務等の続行ができなかった。
(5) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、土木設計業務等の続行ができなかった。
(6) 土木設計業務等を進めるにあたって、関係機関協議を同時並行した際、協議相手からの要望により設計が変更になった。
(7) その他、新たな制約等が発生した場合

等

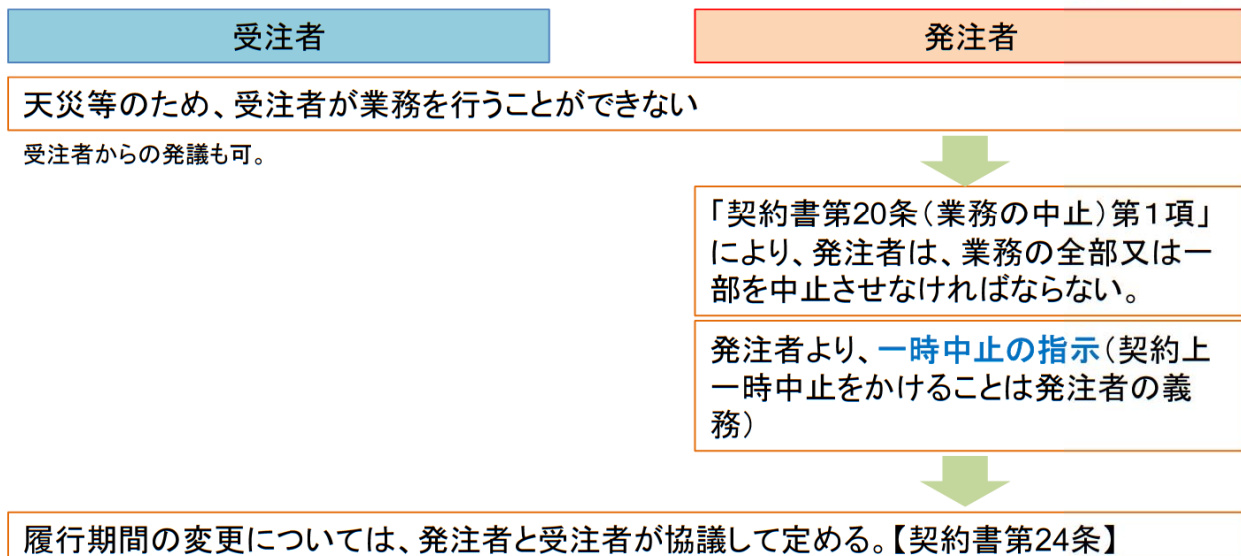
7

2. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

(4) 業務の中止の場合の手続

(契約書第20条、共通仕様書第1124条)

○第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等の受注者の責に帰さない事由により、業務を行うことができないと認められる場合があげられる(現場調査業務を委託し、契約書に規定されている場合に限る)。この場合には、発注者は、業務の全部又は一部を中止させなければならない。



※必要に応じて変更工程表等を提出

- Ex. (1) 第三者の土地への立入り許可が得られなかった。
(2) 環境問題等の発生により土木設計業務等の続行が不相当又は不可能となった。
(3) 天災等により土木設計業務等の対象箇所の状態が変動した又は受注者側若しくは発注者側が非常体制を取らざるを得ない状況が発生し、業務の続行が不相当又は不可能となった。

8

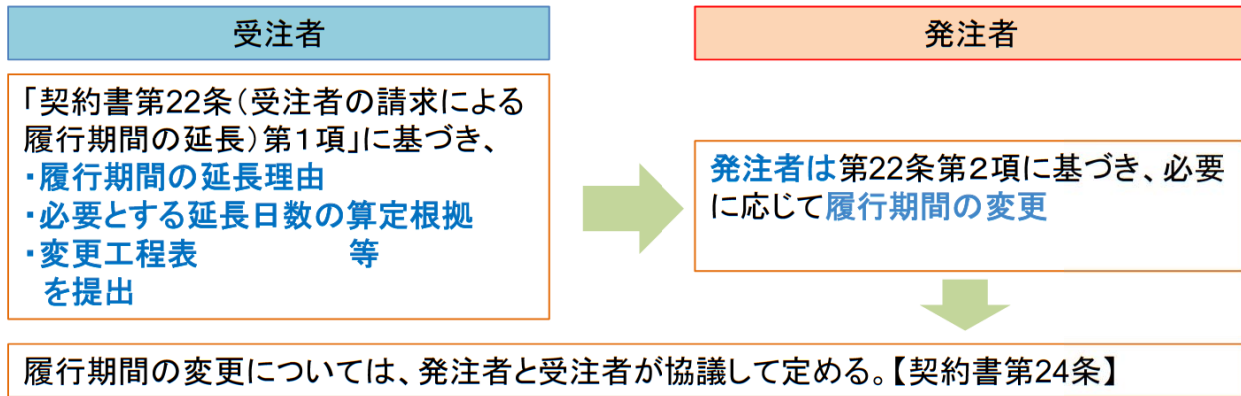
2. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

(5) 受注者の請求による履行期間の延長の場合の手続

(契約書第22条、共通仕様書第1123条)

○受注者の責めに帰することができない事由(第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等)により、履行期間内に業務を完了することができない場合があげられる。

受注者は、必要な場合には、発注者に書面により履行期間の延長変更を請求し、発注者は請求された内容を確認し必要に応じて履行期間の延長を行う。



- Ex. (1) 第三者の土地への立入り許可が得られなかった。
(2) 天災等により業務の履行に支障が生じた。

等

9

2. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

(6) 「設計図書の点検」の範囲を超えるもの

(共通仕様書第1105条)

○受注者が行うべき「設計図書の点検」の範囲を超える作業を実施する場合があげられる。

- Ex. (1) 提示された過去の調査報告書に誤り又は検討不足があり、追加調査や再検討が必要となった場合
(2) 詳細設計時において、貸与された予備設計等の成果物が古い基準に基づくものであり、新しい基準に基づく再検討が必要となった場合
(3) 過年度の関係機関協議結果について、関係機関に改めて確認することとなった場合

等

10

3. 土木設計業務等の変更の対象とならない不可能なケース

【基本事項】

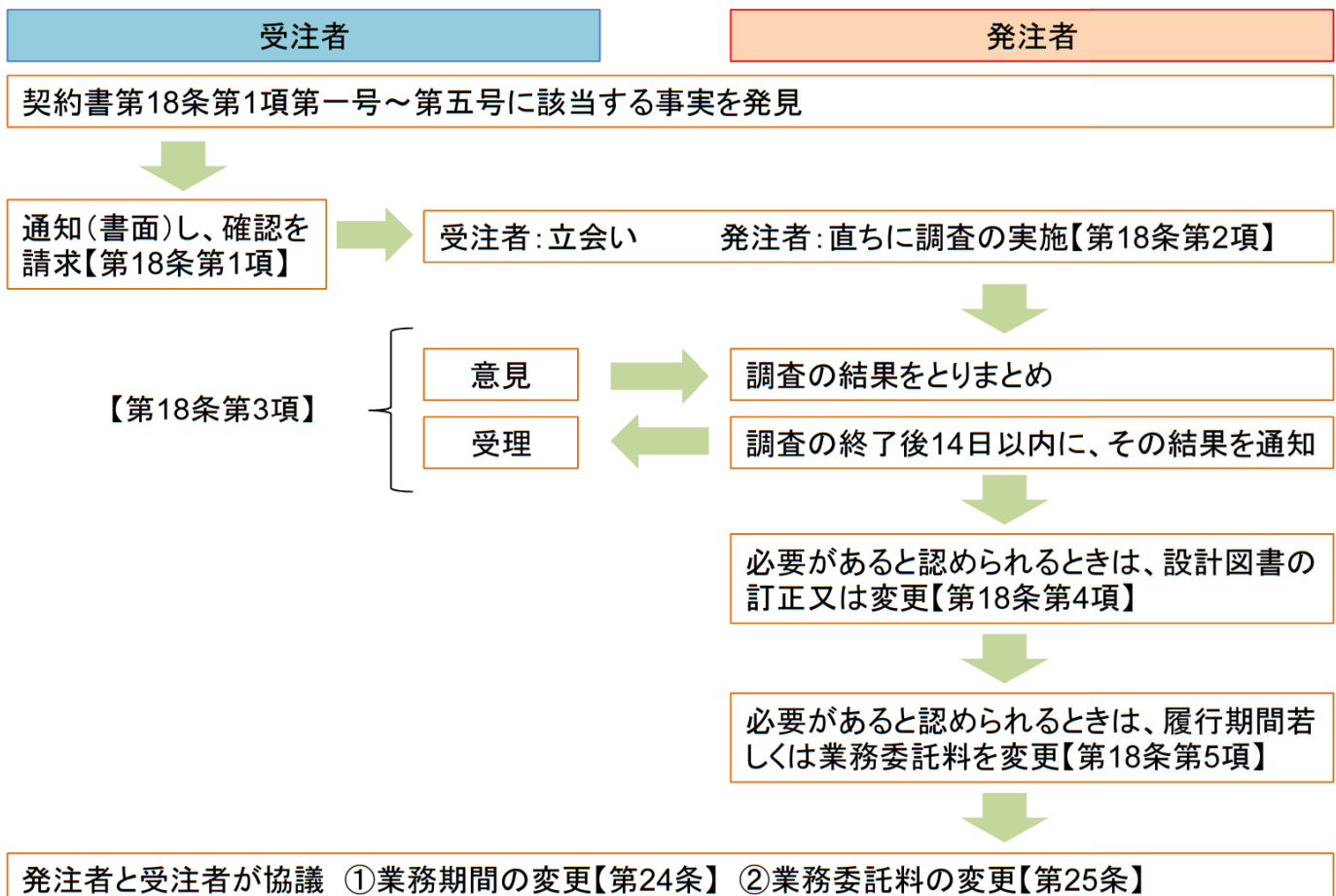
◆下記のような場合においては、原則として契約書第24条及び第25条の変更ができない。

ただし、契約書第26条（臨機の措置）の場合はこの限りではない。

1. 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず、受注者が独自に判断して業務を実施し、手戻りが生じた場合
2. 発注者と「協議」をしているが、回答等がない時点で業務を実施した場合
3. 土木設計業務等委託契約書・設計業務等共通仕様書に定められている所定の手続を経ていない場合（契約書第18条～第25条、共通仕様書第1121条～第1124条）
4. 正式な書面による指示等がない時点で業務を実施した場合

11

4. 土木設計業務等の変更の手続フロー



12